

新旧対照表

○埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現 行
埼玉県生活環境保全条例施行規則	埼玉県生活環境保全条例施行規則
第一条（第五十一条）（略）	第一条（第五十一条）（略）
第五十二条（略）	第五十二条（略）
一（略）	一（略）
二 令別表第一第四十八号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン	二 令別表第一第三十一号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン
三 令別表第一第六十二号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム	三 令別表第一第四十四号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム
四 令別表第一第九十九号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム	四 令別表第一第七十五号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム
五 令別表第一第百五号に掲げる第一種指定化学物質 銀	五 令別表第一第八十二号に掲げる第一種指定化学物質 銀
六 令別表第一第百十一号に掲げる第一種指定化学物質 クロム	六 令別表第一第八十七号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
七 令別表第一第百十二号に掲げる第一種指定化学物質 クロム	七 令別表第一第八十八号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
八 令別表第一第百五十六号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト	八 令別表第一第百三十二号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト
九 令別表第一第百六十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン	九 令別表第一第百四十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
十 令別表第一第二百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 水銀	十 令別表第一第二百三十七号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
十一 令別表第一第二百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 スズ	十一 令別表第一第二百三十九号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
十二 令別表第一第二百七十六号に掲げる第一種指定化学物質 セリウム	（新設）
十三 令別表第一第二百七十七号に掲げる第一種指定化学物質 セレン	十二 令別表第一第二百四十二号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
十四 令別表第一第二百七十九号に掲げる第一種指定化学物質 タリウム	（新設）
十五 令別表第一第三百十一号に掲げる第一種指定化学物質 テルル	（新設）
十六 令別表第一第三百十四号に掲げる第一種指定化学物質 銅	十三 令別表第一第二百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 銅
十七 令別表第一第三百五十三号に掲げる第一種指定化学物質 鉛	十四 令別表第一第三百五号に掲げる第一種指定化学物質 鉛
十八 令別表第一第三百五十五号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル	十五 令別表第一第三百九号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
十九 令別表第一第三百六十三号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム	十六 令別表第一第三百二十一号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム
二十 令別表第一第三百七十八号に掲げる第一種指定化学物質 砒素	十七 令別表第一第三百三十二号に掲げる第一種指定化学物質 砒素
二十一 令別表第一第四百十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素	十八 令別表第一第三百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素

改正案

二十二 令別表第一第四百四十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム

二十三 令別表第一第四百五十八号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素

二十四 令別表第一第四百六十五号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン

二十五 令別表第一第五百五号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン

二十六 別表第二十第一号に掲げる化学物質 アンモニア

(削除)

(削除)

二十七 別表第二十第十三号に掲げる化学物質 硫酸(百パーセントの濃度に換算したもの)

2 (略)

第五十三条〜第百四条 (略)

別表第一〜別表第十九 (略)

別表第二十(第五十一条―第五十三条関係)

(削除)

一 アンモニア(アンモニア水を含む。)

(削除)

(削除)

(削除)

二 塩素

(削除)

三 クロルスルホン酸

(削除)

(削除)

(削除)

四 五塩化りん

五 三塩化りん

(削除)

(削除)

現行

十九 令別表第一第三百九十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム

二十 令別表第一第四百五号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素

二十一 令別表第一第四百十二号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン

二十二 令別表第一第四百五十三号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン

二十三 別表第二十第二号に掲げる化学物質 アンモニア

二十四 別表第二十第五号に掲げる化学物質 塩化水素

二十五 別表第二十第二十一号に掲げる化学物質 硝酸(百パーセントの濃度に換算したもの)

二十六 別表第二十第四十一号に掲げる化学物質 硫酸(百パーセントの濃度に換算したもの)

2 (略)

第五十三条〜第百四条 (略)

別表第一〜別表第十九 (略)

別表第二十(第五十一条―第五十三条関係)

一 アルミニウム(粉状のものに限る。)

二 アンモニア(アンモニア水を含む。)

三 イソオクタン

四 イソホロン

五 塩化水素(塩酸を含む。)

六 塩素

七 キヤブタン

八 クロルスルホン酸

九 クロロブレン

十 コールタール

十一 コールタールピッチ

十二 五塩化りん

十三 三塩化りん

十四 ジエタノールアミン

十五 ジエチルサルファート

改正案	現行
(削除)	十六 シクロヘキサノン
十六 ジメチルアミノエタノール	十七 ジメチルアミノエタノール
十七 N・N-ジメチルエチルアミン	十八 N・N-ジメチルエチルアミン
十八 1・1-ジメチルグアニジン	十九 1・1-ジメチルグアニジン
(削除)	二十 臭素化ビフェニル (臭素数が二から五までのもの及びその混合物を除く。)
(削除)	二十一 硝酸
(削除)	二十二 タルク (アスベスト様繊維を含むものに限る。)
(削除)	二十三 炭化けい素 (繊維状のものに限る。)
(削除)	二十四 テトラヒドロフラン
九 テトラメチルエチレンジアミン	二十五 テトラメチルエチレンジアミン
(削除)	二十六 トリメチルアミン
十 二酸化硫黄 (燃焼生成物を除く。)	二十七 二酸化硫黄 (燃焼生成物を除く。)
(削除)	二十八 パラニトロトルエン
(削除)	二十九 フタル酸ジメチル
(削除)	三十 オルト-フタロジニトリル
(削除)	三十一 ふつ化けい素
(削除)	三十二 ふつ素
(削除)	三十三 ニブトキシエタノール
(削除)	三十四 マグネシウム
十一 メタノール	三十五 メタノール
(削除)	三十六 メチルイソブチルケトン
(削除)	三十七 メチルエチルケトン (別名MEK)
(削除)	三十八 メチル-ターシヤリ-ブチルエーテル
(削除)	三十九 ヨウ化メチル
十二 硫化水素	四十 硫化水素
十三 硫酸 (三酸化硫黄を含む。)	四十一 硫酸 (三酸化硫黄を含む。)
(削除)	四十二 硫酸ジメチル
十四 りん化水素 (別名ホスフィン)	四十三 りん化水素 (別名ホスフィン)
(削除)	四十四 ロックウール
別表第二十一～別表第二十四 (略)	別表第二十一～別表第二十四 (略)